

滋賀県社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案 概要資料

1 改正の理由

栄養士法（昭和22年法律第245号）の一部改正により、管理栄養士養成施設を卒業した者は栄養士でなくとも管理栄養士国家試験を受けることができるとされたことを踏まえ、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和5年厚生労働省令第36号）等の一部改正が行われたことに伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例（平成24年滋賀県条例第63号）ほか15条例の一部を改正する。

2 改正の概要

次に掲げる条例において、施設の運営等に関する要件として「栄養士」の配置を求める規定等について、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合においても同要件を満たすことができるよう、「栄養士または管理栄養士」の配置を求める規定等に改めることとする。

- (1) 滋賀県社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例
- (2) 滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例
- (3) 滋賀県生活保護法に基づく保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例
- (4) 滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例
- (5) 滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例

- (6) 滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例
- (7) 滋賀県認定こども園の認定に関する条例
- (8) 滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例
- (9) 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例
- (10) 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例
- (11) 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例
- (12) 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例
- (13) 滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例
- (14) 滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例
- (15) 滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例
- (16) 滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

3 施行日

令和7年4月1日

滋賀県社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 6 年法律第 53 号）による栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）の一部改正により、管理栄養士養成施設を卒業した者は栄養士でなくとも管理栄養士国家試験を受けることができることとされたことを踏まえ、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和 5 年厚生労働省令第 36 号）等の一部改正が行われたことに伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例（平成 24 年滋賀県条例第 63 号）ほか 15 条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 滋賀県社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例ほか 15 条例について、栄養士の配置を求める規定等を栄養士または管理栄養士の配置を求める規定等に改めることとします。（第 1 条から第 4 条まで関係）
- (2) この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとします。

滋賀県社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 月 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(滋賀県社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 滋賀県社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例（平成 24 年滋賀県条例第 63 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 項第 1 号中「（栄養士）」の右に「もしくは管理栄養士」を加える。

(滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例等の一部改正)

第 2 条 次に掲げる条例の規定中「栄養士」の右に「または管理栄養士」を加える。

- (1) 滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例（平成 25 年滋賀県条例第 14 号）別表第 3 項第 1 号、第 7 号および第 13 号
- (2) 滋賀県生活保護法に基づく保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成 25 年滋賀県条例第 5 号）別表第 2 第 3 項第 1 号および別表第 3 第 3 項第 1 号
- (3) 滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年滋賀県条例第 6 号）別表第 1 第 1 項第 4 号ウ(ア)、(エ)および(ク)
- (4) 滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年滋賀県条例第 7 号）別表第 1 第 2 項第 2 号アおよびエ、第 3 号ア、第 5 号アならびに第 7 号
- (5) 滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成 24 年滋賀県条例第 64 号）別表第 3 第 2 項第 1 号ア、別表第 5 第 1 項第 5 号イ、別表第 7 第 2 項第 1 号、別表第 8 第 2 項第 1 号ア、第 2 号アおよび第 4 号ア、別表第 10 第 2 項第 1 号、別表第 12 第 2 項第 1 号ならびに別表第 13 第 1 項第 1 号
- (6) 滋賀県認定こども園の認定に関する条例（平成 18 年滋賀県条例第 70 号）別表第 1 の 6 (7)イ

- (7) 滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく
幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例（平成 26 年滋賀県条
令第 72 号）別表第 5 項第 6 号イ
- (8) 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福
祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年
滋賀県条例第 8 号）別表第 3 第 1 項第 6 号カ
- (9) 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者
支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年滋賀県
条例第 9 号）別表第 14 項第 6 号
- (10) 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉
サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成 25 年滋賀県条例第 10 号）
別表第 2 第 8 項第 6 号
- (11) 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支
援施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成 25 年滋賀県条例第 13 号）別表第
15 項第 6 号
- (12) 滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に
関する基準等を定める条例（平成 25 年滋賀県条例第 17 号）別表第 8 第 1 項第 4 号アおよび
オならびに第 4 項第 4 号アならびに別表第 9 第 1 項第 3 号ア(ア)、イ(ア)およびエ(ア)
- (13) 滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運
営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
等を定める条例（平成 25 年滋賀県条例第 20 号）別表第 8 第 1 項第 4 号アおよびオならびに
第 4 項第 4 号アならびに別表第 9 第 1 項第 3 号ア(ア)、イ(ア)およびエ(ア)
(滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一
部改正)

第 3 条 滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例
（平成 25 年滋賀県条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 項第 1 号中「栄養士」の右に「または管理栄養士」を加え、同項第 3 号中「、栄養
士」の右に「もしくは管理栄養士」を加え、同号ウ中「栄養士」の右に「もしくは管理栄養士」
を加え、同号エ中「栄養士」の右に「または管理栄養士」を加え、同項第 11 号中「栄養士」の
右に「または管理栄養士」を加える。

（滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例
の一部改正）

第 4 条 滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める
条例（平成 25 年滋賀県条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 3 項第 1 号および第 7 号中「栄養士」の右に「または管理栄養士」を加える。

別表第3第2項第1号中「、栄養士」の右に「もしくは管理栄養士」を加え、同号ウ中「栄養士」の右に「もしくは管理栄養士」を加え、同号エ中「栄養士」の右に「または管理栄養士」を加える。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

滋賀県社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
本則・付則 省略 別表（第3条関係） 1・2 省略 3 職員 （1）設置者は、女性自立支援施設の長（以下「施設長」という。）、入所者の自立支援を行う職員、栄養士等（栄養士または調理員をいう。以下同じ。）、看護師等（看護師または心理療法担当職員をいう。以下同じ。）、事務員およびその他の職員を置くこと。ただし、調理業務の全部を委託する女性自立支援施設にあっては、栄養士等を置かないことができる。 （2）～（7） 省略 4～16 省略	本則・付則 省略 別表（第3条関係） 1・2 省略 3 職員 （1）設置者は、女性自立支援施設の長（以下「施設長」という。）、入所者の自立支援を行う職員、栄養士等（<u>栄養士もしくは管理栄養士</u>または調理員をいう。以下同じ。）、看護師等（看護師または心理療法担当職員をいう。以下同じ。）、事務員およびその他の職員を置くこと。ただし、調理業務の全部を委託する女性自立支援施設にあっては、栄養士等を置かないことができる。 （2）～（7） 省略 4～16 省略

滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
本則・付則 省略 別表（第2条関係） 1・2 省略 3 職員 (1) 設置者は、軽費老人ホームの長（以下「施設長」という。）、生活相談員、介護職員、栄養士、事務員、調理員およびその他の職員を置くこと。ただし、次のアからウまでに掲げる場合にあっては、当該場合の区分に応じ、当該アからウまでに定める職員を置かないことができる。 ア 他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて入所者へのサービスの提供に支障がないときまたは当該軽費老人ホームの入所定員が40人以下である場合 栄養士 イ・ウ 省略 (2)～(6) 省略 (7) 栄養士および事務員の数は、それぞれ1人以上とすること。 (8)～(12) 省略	本則・付則 省略 別表（第2条関係） 1・2 省略 3 職員 (1) 設置者は、軽費老人ホームの長（以下「施設長」という。）、生活相談員、介護職員、栄養士または<u>管理栄養士</u>、事務員、調理員およびその他の職員を置くこと。ただし、次のアからウまでに掲げる場合にあっては、当該場合の区分に応じ、当該アからウまでに定める職員を置かないことができる。 ア 他の社会福祉施設等の栄養士<u>または管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて入所者へのサービスの提供に支障がないときまたは当該軽費老人ホームの入所定員が40人以下である場合 <u>栄養士または管理栄養士</u> イ・ウ 省略 (2)～(6) 省略 (7) <u>栄養士または管理栄養士</u>および事務員の数は、それぞれ1人以上とすること。 (8)～(12) 省略

(13) 栄養士および事務員のうち、それぞれ 1 人は、常勤の者とするこ と。 (14)～(22) 省略 4～19 省略	(13) 栄養士または<u>管理栄養士</u>および事務員のうち、それぞれ 1 人は、 常勤の者としてすること。 (14)～(22) 省略 4～19 省略
---	--

滋賀県生活保護法に基づく保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第２条関係）

旧	新
本則・付則 省略 別表第１ 省略 別表第２（第３条関係） 救護施設の設備および運営に関する基準 １・２ 省略 ３ 職員 （１）施設置者は、救護施設の長（以下この表において「施設長」という。）、医師、生活指導員、介護職員、看護師または准看護師、栄養士および調理員を置くこと。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあつては、調理員を置かないことができる。 （２）・（３） 省略 ４～７ 省略 別表第３（第３条関係） 更生施設の設備および運営に関する基準 １・２ 省略 ３ 職員 （１）設置者は、更生施設の長（以下この表において「施設長」という。）、医師、生活指導員、作業指導員、看護師または准看護師、栄養士および調理員を置くこと。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設	本則・付則 省略 別表第１ 省略 別表第２（第３条関係） 救護施設の設備および運営に関する基準 １・２ 省略 ３ 職員 （１）施設置者は、救護施設の長（以下この表において「施設長」という。）、医師、生活指導員、介護職員、看護師または准看護師、栄養士または管理栄養士および調理員を置くこと。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあつては、調理員を置かないことができる。 （２）・（３） 省略 ４～７ 省略 別表第３（第３条関係） 更生施設の設備および運営に関する基準 １・２ 省略 ３ 職員 （１）設置者は、更生施設の長（以下この表において「施設長」という。）、医師、生活指導員、作業指導員、看護師または准看護師、<u>栄養士または管理栄養士</u>および調理員を置くこと。ただし、調理業務の全部

設にあつては、調理員を置かないことができる。 (2)・(3) 省略 4・5 省略 別表第4・別表第5 省略	を委託する更生施設にあつては、調理員を置かないことができる。 (2)・(3) 省略 4・5 省略 別表第4・別表第5 省略
---	---

滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
本則・付則 省略 別表第1（第5条関係） 児童発達支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準 1 指定児童発達支援の事業 (1)～(3) 省略 (4) 従業者 ア・イ 省略 ウ 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。） (ア) 指定児童発達支援事業者は、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員および児童発達支援管理責任者を置くこと。ただし、通わせる障害児の数が40人以下である指定児童発達支援事業所にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては調理員を、それぞれ置かないことができる。 (イ)・(ウ) 省略 (エ) 児童指導員、保育士、栄養士、調理員および児童発達支援管理責任者の数は、それぞれ1人以上とすること。	本則・付則 省略 別表第1（第5条関係） 児童発達支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準 1 指定児童発達支援の事業 (1)～(3) 省略 (4) 従業者 ア・イ 省略 ウ 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。） (ア) 指定児童発達支援事業者は、嘱託医、児童指導員、保育士、<u>栄養士または管理栄養士</u>、調理員および児童発達支援管理責任者を置くこと。ただし、通わせる障害児の数が40人以下である指定児童発達支援事業所にあつては<u>栄養士または管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては調理員を、それぞれ置かないことができる。 (イ)・(ウ) 省略 (エ) 児童指導員、保育士、<u>栄養士または管理栄養士</u>、調理員および児童発達支援管理責任者の数は、それぞれ1人以上とすること。

(オ)～(キ) 省略 (ク) 従業者（管理者、嘱託医および(キ)に規定する従業者を除く。）は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者または指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者とする。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、栄養士および調理員については、当該指定児童発達支援事業所に併設する社会福祉施設の職務に従事することができる。 (ケ)・(コ) 省略 エ～ク 省略 (5)～(22) 省略 2・3 省略 別表第2以下 省略	(オ)～(キ) 省略 (ク) 従業者（管理者、嘱託医および(キ)に規定する従業者を除く。）は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者または指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者とする。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、栄養士または<u>管理栄養士</u>および調理員については、当該指定児童発達支援事業所に併設する社会福祉施設の職務に従事することができる。 (ケ)・(コ) 省略 エ～ク 省略 (5)～(22) 省略 2・3 省略 別表第2以下 省略
--	---

滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
本則・付則 省略 別表第1（第5条関係） 指定福祉型障害児入所施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準 1 省略 2 従業者 (1) 省略 (2) 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。以下この号において同じ。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設 ア 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設の設置者は、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員および児童発達支援管理責任者（障害児入所支援または障害児通所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定める者をいう。以下同じ。）を置くこと。ただし、入所させる障害児の数が40人以下である指定福祉型障害児入所施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては調理員を、それぞれ置かないことができる。	本則・付則 省略 別表第1（第5条関係） 指定福祉型障害児入所施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準 1 省略 2 従業者 (1) 省略 (2) 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。以下この号において同じ。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設 ア 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設の設置者は、嘱託医、児童指導員、保育士、<u>栄養士または管理栄養士</u>、調理員および児童発達支援管理責任者（障害児入所支援または障害児通所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定める者をいう。以下同じ。）を置くこと。ただし、入所させる障害児の数が40人以下である指定福祉型障害児入所施設にあっては<u>栄養士または管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては調理員を、それぞれ置かないことができる。

イ・ウ 省略

エ 児童指導員、保育士、栄養士、調理員および児童発達支援管理責任者の数は、それぞれ1人以上とすること。

(3) 主として自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設

ア 主として自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設の設置者は、前号アに規定する従業者ならびに医師および看護職員（保健師、助産師、看護師または准看護師をいう。以下この項において同じ。）を置くこと。ただし、入所させる障害児の数が40人以下である指定福祉型障害児入所施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては調理員を、それぞれ置かないことができる。

イ～エ 省略

(4) 省略

(5) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設

ア 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設の設置者は、第2号アに規定する従業者および看護職員を置くこと。ただし、入所させる障害児の数が40人以下である指定福祉型障害児入所施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては調理員を、それぞれ置かないことができる。

イ～エ 省略

イ・ウ 省略

エ 児童指導員、保育士、栄養士または管理栄養士、調理員および児童発達支援管理責任者の数は、それぞれ1人以上とすること。

(3) 主として自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設

ア 主として自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設の設置者は、前号アに規定する従業者ならびに医師および看護職員（保健師、助産師、看護師または准看護師をいう。以下この項において同じ。）を置くこと。ただし、入所させる障害児の数が40人以下である指定福祉型障害児入所施設にあっては栄養士または管理栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては調理員を、それぞれ置かないことができる。

イ～エ 省略

(4) 省略

(5) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設

ア 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設の設置者は、第2号アに規定する従業者および看護職員を置くこと。ただし、入所させる障害児の数が40人以下である指定福祉型障害児入所施設にあっては栄養士または管理栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては調理員を、それぞれ置かないことができる。

イ～エ 省略

(6)・(6)の2 省略 (7) 従業者（管理者および嘱託医を除く。）は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者とする。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、栄養士および調理員については、当該指定福祉型障害児入所施設に併設する社会福祉施設の職務に従事することができる。 (8)～(11) 省略 3～23 省略 別表第2 省略	(6)・(6)の2 省略 (7) 従業者（管理者および嘱託医を除く。）は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者とする。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、栄養士または管理栄養士および調理員については、当該指定福祉型障害児入所施設に併設する社会福祉施設の職務に従事することができる。 (8)～(11) 省略 3～23 省略 別表第2 省略
--	--

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
本則・付則 省略 別表第1・別表第2 省略 別表第3（第6条関係） 乳児院の設備および運営に関する基準 1 省略 2 職員 (1) 前項第1号の乳児院 ア 乳児院の設置者は、医師または嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士および調理員を置くこと。ただし、調理業務の全部を委託する乳児院にあっては、調理員を置かないことができる。 イ～ク 省略 (2)～(5) 省略 3～7 省略 別表第4 省略 別表第5（第6条関係） 保育所の設備および運営に関する基準 1 設備	本則・付則 省略 別表第1・別表第2 省略 別表第3（第6条関係） 乳児院の設備および運営に関する基準 1 省略 2 職員 (1) 前項第1号の乳児院 ア 乳児院の設置者は、医師または嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士<u>または管理栄養士</u>および調理員を置くこと。ただし、調理業務の全部を委託する乳児院にあっては、調理員を置かないことができる。 イ～ク 省略 (2)～(5) 省略 3～7 省略 別表第4 省略 別表第5（第6条関係） 保育所の設備および運営に関する基準 1 設備

(1)～(4) 省略

(5) 次に掲げる要件を満たす保育所の設置者は、別表第 1 第10項第 1 号の規定にかかわらず、当該保育所の満 3 歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所の設置者は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な加熱、保存等の機能を有する調理用器具を備えなければならない。

ア 省略

イ 当該保育所または他の施設、保健所、市町等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われていること。

ウ・エ 省略

(6) 省略

2～7 省略

別表第 6 省略

別表第 7 (第 6 条関係)

児童養護施設の設備および運営に関する基準

1 省略

2 職員

(1)～(4) 省略

(5) 次に掲げる要件を満たす保育所の設置者は、別表第 1 第10項第 1 号の規定にかかわらず、当該保育所の満 3 歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所の設置者は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な加熱、保存等の機能を有する調理用器具を備えなければならない。

ア 省略

イ 当該保育所または他の施設、保健所、市町等の栄養士または管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士または管理栄養士による必要な配慮が行われていること。

ウ・エ 省略

(6) 省略

2～7 省略

別表第 6 省略

別表第 7 (第 6 条関係)

児童養護施設の設備および運営に関する基準

1 省略

2 職員

(1) 設置者は、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士および調理員を置くこと。ただし、入所させる児童等の数が40人以下である児童養護施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する児童養護施設にあつては調理員を、それぞれ置かないことができる。

(2)～(9) 省略

3～7 省略

別表第8（第6条関係）

福祉型障害児入所施設の設備および運営に関する基準

1 省略

2 職員

(1) 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。以下この号において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設

ア 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の設置者は、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員および児童発達支援管理責任者（障害児通所支援または障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるものをいう。以下同じ。）を置くこと。ただし、入所させる児童等の数が40人以下である福祉型障害児入所施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する福祉型障害児入所施設にあつては調理員を、それぞれ置かないことができる。

(1) 設置者は、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士または管理栄養士および調理員を置くこと。ただし、入所させる児童等の数が40人以下である児童養護施設にあつては栄養士または管理栄養士を、調理業務の全部を委託する児童養護施設にあつては調理員を、それぞれ置かないことができる。

(2)～(9) 省略

3～7 省略

別表第8（第6条関係）

福祉型障害児入所施設の設備および運営に関する基準

1 省略

2 職員

(1) 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。以下この号において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設

ア 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の設置者は、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士または管理栄養士、調理員および児童発達支援管理責任者（障害児通所支援または障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるものをいう。以下同じ。）を置くこと。ただし、入所させる児童等の数が40人以下である福祉型障害児入所施設にあつては栄養士または管理栄養士を、調理業務の全部を委託する福祉型障害児入所施設にあつては調理員を、それぞれ置かないこと

イ・ウ 省略

(2) 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設

ア 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の設置者は、前号アに規定する職員ならびに医師および看護職員（保健師、助産師、看護師または准看護師をいう。以下この項および別表第10第2項において同じ。）を置くこと。ただし、入所させる児童等の数が40人以下である福祉型障害児入所施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する福祉型障害児入所施設にあっては調理員を、それぞれ置かないことができる。

イ～エ 省略

(3) 省略

(4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設

ア 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の設置者は、第1号アに規定する職員および看護職員を置くこと。ただし、入所させる児童等の数が40人以下である福祉型障害児入所施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する福祉型障害児入所施設にあっては調理員を、それぞれ置かないことができる。

イ 省略

(5)・(6) 省略

ができる。

イ・ウ 省略

(2) 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設

ア 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の設置者は、前号アに規定する職員ならびに医師および看護職員（保健師、助産師、看護師または准看護師をいう。以下この項および別表第10第2項において同じ。）を置くこと。ただし、入所させる児童等の数が40人以下である福祉型障害児入所施設にあっては栄養士または管理栄養士を、調理業務の全部を委託する福祉型障害児入所施設にあっては調理員を、それぞれ置かないことができる。

イ～エ 省略

(3) 省略

(4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設

ア 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の設置者は、第1号アに規定する職員および看護職員を置くこと。ただし、入所させる児童等の数が40人以下である福祉型障害児入所施設にあっては栄養士または管理栄養士を、調理業務の全部を委託する福祉型障害児入所施設にあっては調理員を、それぞれ置かないことができる。

イ 省略

(5)・(6) 省略

3～8 省略

別表第9 省略

別表第10（第6条関係）

児童発達支援センターの設備および運営に関する基準

1 省略

2 職員

(1) 児童発達支援センターの設置者は、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員および児童発達支援管理責任者を置くこと。ただし、通わせる児童の数が40人以下である児童発達支援センターにあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する児童発達支援センターにあっては調理員を、それぞれ置かないことができる。

(2)～(6) 省略

3～5 省略

別表第11 省略

別表第12（第6条関係）

児童心理治療施設の設備および運営に関する基準

1 省略

2 職員

(1) 児童心理治療施設の設置者は、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養

3～8 省略

別表第9 省略

別表第10（第6条関係）

児童発達支援センターの設備および運営に関する基準

1 省略

2 職員

(1) 児童発達支援センターの設置者は、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士または管理栄養士、調理員および児童発達支援管理責任者を置くこと。ただし、通わせる児童の数が40人以下である児童発達支援センターにあっては栄養士または管理栄養士を、調理業務の全部を委託する児童発達支援センターにあっては調理員を、それぞれ置かないことができる。

(2)～(6) 省略

3～5 省略

別表第11 省略

別表第12（第6条関係）

児童心理治療施設の設備および運営に関する基準

1 省略

2 職員

(1) 児童心理治療施設の設置者は、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養

士および調理員を置くこと。ただし、調理業務の全部を委託する児童心理治療施設にあっては、調理員を置かないことができる。 (2)～(6) 省略 3～5 省略 別表第13（第6条関係） 児童自立支援施設の設備および運営に関する基準 1 職員 (1) 児童自立支援施設の設置者（以下この表において「設置者」という。）は、児童自立支援専門員、児童生活支援員、嘱託医、精神科の治療に相当の経験を有する医師または嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士および調理員を置くこと。ただし、入所させる児童等の数が40人以下である児童自立支援施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する児童自立支援施設にあっては調理員を、それぞれ置かないことができる。 (2)～(8) 省略 2～4 省略 別表第14・別表第15 省略	士または<u>管理栄養士</u>および調理員を置くこと。ただし、調理業務の全部を委託する児童心理治療施設にあっては、調理員を置かないことができる。 (2)～(6) 省略 3～5 省略 別表第13（第6条関係） 児童自立支援施設の設備および運営に関する基準 1 職員 (1) 児童自立支援施設の設置者（以下この表において「設置者」という。）は、児童自立支援専門員、児童生活支援員、嘱託医、精神科の治療に相当の経験を有する医師または嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士<u>または管理栄養士</u>および調理員を置くこと。ただし、入所させる児童等の数が40人以下である児童自立支援施設にあっては<u>栄養士または管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する児童自立支援施設にあっては調理員を、それぞれ置かないことができる。 (2)～(8) 省略 2～4 省略 別表第14・別表第15 省略
--	---

滋賀県認定こども園の認定に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
本則・付則 省略 別表第1（第3条関係） 1～5 省略 6 認定こども園の施設および設備は、次に掲げるとおりとすること。 （1）～（6）省略 （7）（6）の規定にかかわらず、次に掲げる要件を満たす場合は、満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該認定を受けようとする施設の外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合においては、調理室を設けることに代えて、当該食事の提供について当該施設内においてなお行うことが必要な加熱、保存等の機能を有する調理用器具を備えること。 ア 省略 イ 献立等について栄養士による指導が受けられる体制にあること、その他栄養士による必要な配慮が受けられること。 ウ・エ 省略 （8）・（9） 省略 7～10 省略 別表第2 省略	本則・付則 省略 別表第1（第3条関係） 1～5 省略 6 認定こども園の施設および設備は、次に掲げるとおりとすること。 （1）～（6）省略 （7）（6）の規定にかかわらず、次に掲げる要件を満たす場合は、満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該認定を受けようとする施設の外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合においては、調理室を設けることに代えて、当該食事の提供について当該施設内においてなお行うことが必要な加熱、保存等の機能を有する調理用器具を備えること。 ア 省略 イ 献立等について栄養士<u>または管理栄養士</u>による指導が受けられる体制にあること、その他栄養士<u>または管理栄養士</u>による必要な配慮が受けられること。 ウ・エ 省略 （8）・（9） 省略 7～10 省略 別表第2 省略

滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
本則・付則 省略 別表（第6条関係） 1～4 省略 5 食事 （1）～（5） 省略 （6）次に掲げる要件を満たす幼保連携型認定こども園の設置者は、第1号の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の満3歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園の施設外で調理し、搬入する方法により行うことができる。 ア 省略 イ 当該幼保連携型認定こども園または他の施設、保健所、市町等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われていること。 ウ・エ 省略 （7） 省略 6～14 省略	本則・付則 省略 別表（第6条関係） 1～4 省略 5 食事 （1）～（5） 省略 （6）次に掲げる要件を満たす幼保連携型認定こども園の設置者は、第1号の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の満3歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園の施設外で調理し、搬入する方法により行うことができる。 ア 省略 イ 当該幼保連携型認定こども園または他の施設、保健所、市町等の栄養士<u>または管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士<u>または管理栄養士</u>による必要な配慮が行われていること。 ウ・エ 省略 （7） 省略 6～14 省略

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第２条関係）

旧	新
本則・付則 省略 別表第１・別表第２ 省略 別表第３（第４条関係） 生活介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準 １ 指定生活介護の事業 （１）～（５） 省略 （６） 食事 ア～オ 省略 カ 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定および調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めること。 （７）～（９） 省略 ２・３ 省略 別表第４以下 省略	本則・付則 省略 別表第１・別表第２ 省略 別表第３（第４条関係） 生活介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準 １ 指定生活介護の事業 （１）～（５） 省略 （６） 食事 ア～オ 省略 カ 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所に<u>栄養士または管理栄養士</u>を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定および調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めること。 （７）～（９） 省略 ２・３ 省略 別表第４以下 省略

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
本則・付則 省略 別表（第4条関係） 1～13 省略 14 食事 （1）～（5）省略 （6）管理者は、指定障害者支援施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定および調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めること。 15～28 省略	本則・付則 省略 別表（第4条関係） 1～13 省略 14 食事 （1）～（5）省略 （6）管理者は、指定障害者支援施設に<u>栄養士または管理栄養士</u>を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定および調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めること。 15～28 省略

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例新旧
対照表（第２条関係）

旧	新
本則・付則 省略 別表第１ 省略 別表第２（第４条関係） 生活介護の事業の設備および運営に関する基準 １～７ 省略 ８ 食事 （１）～（５）省略 （６）生活介護事業者は、生活介護事業所に栄養士を置かないときは、 献立の内容、栄養価の算定および調理の方法について保健所等の指 導を受けるよう努めること。 ９～１１ 省略 別表第３以下 省略	本則・付則 省略 別表第１ 省略 別表第２（第４条関係） 生活介護の事業の設備および運営に関する基準 １～７ 省略 ８ 食事 （１）～（５）省略 （６）生活介護事業者は、生活介護事業所に栄養士<u>または管理栄養士</u>を 置かないときは、献立の内容、栄養価の算定および調理の方法につ いて保健所等の指導を受けるよう努めること。 ９～１１ 省略 別表第３以下 省略

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表
(第2条関係)

旧	新
本則・付則 省略 別表（第3条関係） 1～14 省略 15 食事 （1）～（5）省略 （6）施設長は、障害者支援施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定および調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めること。 16～28 省略	本則・付則 省略 別表（第3条関係） 1～14 省略 15 食事 （1）～（5）省略 （6）施設長は、障害者支援施設に栄養士<u>または管理栄養士</u>を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定および調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めること。 16～28 省略

滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
本則・付則 省略 別表第1～別表第7 省略 別表第8（第3条関係） 短期入所生活介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準 1 指定短期入所生活介護の事業 (1)～(3) 省略 (4) 従業者 ア 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに、指定短期入所生活介護事業所の管理者（以下この項において「管理者」という。）、医師、生活相談員、介護職員または看護職員（看護師または准看護師をいう。以下この表において同じ。）、栄養士、機能訓練指導員および調理員その他の従業者を置くこと。ただし、次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合の区分に応じ、当該(ア)から(ウ)までに定める従業者を置かないことができる。 (ア) 利用定員が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所であって、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待する	本則・付則 省略 別表第1～別表第7 省略 別表第8（第3条関係） 短期入所生活介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準 1 指定短期入所生活介護の事業 (1)～(3) 省略 (4) 従業者 ア 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに、指定短期入所生活介護事業所の管理者（以下この項において「管理者」という。）、医師、生活相談員、介護職員または看護職員（看護師または准看護師をいう。以下この表において同じ。）、栄養士<u>または管理栄養士</u>、機能訓練指導員および調理員その他の従業者を置くこと。ただし、次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合の区分に応じ、当該(ア)から(ウ)までに定める従業者を置かないことができる。 (ア) 利用定員が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所であって、他の社会福祉施設等の栄養士<u>または管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的

ことができる場合であって利用者の処遇に支障がないとき 栄養士

(イ) 省略

(ウ) 地域密着型特別養護老人ホームに併設される指定短期入所生活介護事業所であって、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員および調理員その他の従業者により当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められる場合 生活相談員、栄養士、機能訓練指導員および調理員その他の従業者

イ～エ 省略

オ 栄養士および機能訓練指導員の数は、それぞれ1人以上とすること。

カ～セ 省略

(5)～(12) 省略

2・3 省略

4 基準該当短期入所生活介護の事業

(1)～(3) 省略

(4) 従業者

ア 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに、基準該当短期入所生活介護事業所の管理者（以

な運営を期待することができる場合であって利用者の処遇に支障がないとき 栄養士または管理栄養士

(イ) 省略

(ウ) 地域密着型特別養護老人ホームに併設される指定短期入所生活介護事業所であって、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士または管理栄養士、機能訓練指導員および調理員その他の従業者により当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められる場合 生活相談員、栄養士または管理栄養士、機能訓練指導員および調理員その他の従業者

イ～エ 省略

オ 栄養士または管理栄養士および機能訓練指導員の数は、それぞれ1人以上とすること。

カ～セ 省略

(5)～(12) 省略

2・3 省略

4 基準該当短期入所生活介護の事業

(1)～(3) 省略

(4) 従業者

ア 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに、基準該当短期入所生活介護事業所の管理者（以

下この項において「管理者」という。）、生活相談員、介護職員または看護職員、栄養士、機能訓練指導員および調理員その他の従業者を置くこと。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができる。

イ～カ 省略

(5)・(6) 省略

別表第9（第3条関係）

短期入所療養介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定短期入所療養介護の事業

(1)・(2) 省略

(3) 従業者

ア 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所

(ア) 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護事業所ごとに、医師、薬剤師、看護職員（看護師および准看護師をいう。以下この表において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士または作業療法士および栄養士を置くこと。

(イ) 省略

下この項において「管理者」という。）、生活相談員、介護職員または看護職員、栄養士または管理栄養士、機能訓練指導員および調理員その他の従業者を置くこと。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士または管理栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士または管理栄養士を置かないことができる。

イ～カ 省略

(5)・(6) 省略

別表第9（第3条関係）

短期入所療養介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定短期入所療養介護の事業

(1)・(2) 省略

(3) 従業者

ア 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所

(ア) 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護事業所ごとに、医師、薬剤師、看護職員（看護師および准看護師をいう。以下この表において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士または作業療法士および栄養士または管理栄養士を置くこと。

(イ) 省略

イ 療養病床を有する病院または診療所である指定短期入所療養介護事業所 (ア) 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護事業所ごとに、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士または作業療法士および栄養士を置くこと。 (イ) 省略 ウ 省略 エ 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 (ア) 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護事業所ごとに、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士または作業療法士および栄養士を置くこと。 (イ) 省略 オ・カ 省略 (4)～(7) 省略 2 省略 別表第10以下 省略	イ 療養病床を有する病院または診療所である指定短期入所療養介護事業所 (ア) 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護事業所ごとに、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士または作業療法士および栄養士<u>または管理栄養士</u>を置くこと。 (イ) 省略 ウ 省略 エ 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 (ア) 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護事業所ごとに、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士または作業療法士および栄養士<u>または管理栄養士</u>を置くこと。 (イ) 省略 オ・カ 省略 (4)～(7) 省略 2 省略 別表第10以下 省略
--	--

滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
本則・付則 省略 別表第1～別表第7 省略 別表第8（第3条関係） 介護予防短期入所生活介護の事業の従業者ならびに設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 1 指定介護予防短期入所生活介護の事業 (1)～(3) 省略 (4) 従業者 ア 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者（以下この項において「管理者」という。）、医師、生活相談員、介護職員または看護職員（看護師または准看護師をいう。以下この表において同じ。）、栄養士、機能訓練指導員および調理員その他の従業者を置くこと。ただし、次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合の区分に応じ、当該(ア)から(ウ)までに定める従業者を置かないことができる。 (ア) 利用定員が40人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図る	本則・付則 省略 別表第1～別表第7 省略 別表第8（第3条関係） 介護予防短期入所生活介護の事業の従業者ならびに設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 1 指定介護予防短期入所生活介護の事業 (1)～(3) 省略 (4) 従業者 ア 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者（以下この項において「管理者」という。）、医師、生活相談員、介護職員または看護職員（看護師または准看護師をいう。以下この表において同じ。）、<u>栄養士または管理栄養士</u>、機能訓練指導員および調理員その他の従業者を置くこと。ただし、次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合の区分に応じ、当該(ア)から(ウ)までに定める従業者を置かないことができる。 (ア) 利用定員が40人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、他の社会福祉施設等の<u>栄養士または管理栄養</u>

ことにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって利用者の処遇に支障がないとき 栄養士

(イ) 省略

(ウ) 地域密着型特別養護老人ホームに併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員および調理員その他の従業者により当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められる場合 生活相談員、栄養士、機能訓練指導員および調理員その他の従業者

イ～エ 省略

オ 栄養士および機能訓練指導員の数は、それぞれ1人以上とすること。

カ～セ 省略

(5)～(12) 省略

2・3 省略

4 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業

(1)～(3) 省略

(4) 従業者

ア 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予

士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって利用者の処遇に支障がないとき 栄養士または管理栄養士

(イ) 省略

(ウ) 地域密着型特別養護老人ホームに併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士または管理栄養士、機能訓練指導員および調理員その他の従業者により当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められる場合 生活相談員、栄養士または管理栄養士、機能訓練指導員および調理員その他の従業者

イ～エ 省略

オ 栄養士または管理栄養士および機能訓練指導員の数は、それぞれ1人以上とすること。

カ～セ 省略

(5)～(12) 省略

2・3 省略

4 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業

(1)～(3) 省略

(4) 従業者

ア 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予

防短期入所生活介護事業所ごとに、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理者（以下この項において「管理者」という。）、生活相談員、介護職員または看護職員、栄養士、機能訓練指導員および調理員その他の従業者を置くこと。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができる。

イ～カ 省略

(5)・(6) 省略

別表第9（第3条関係）

介護予防短期入所療養介護の事業の従業者ならびに設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

1 指定介護予防短期入所療養介護の事業

(1)・(2) 省略

(3) 従業者

ア 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所
(ア) 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに、医師、薬剤師、看護職員（看護師および准看護師をいう。以下この表において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士または作業療法士および栄養士を

防短期入所生活介護事業所ごとに、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理者（以下この項において「管理者」という。）、生活相談員、介護職員または看護職員、栄養士または管理栄養士、機能訓練指導員および調理員その他の従業者を置くこと。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士または管理栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士または管理栄養士を置かないことができる。

イ～カ 省略

(5)・(6) 省略

別表第9（第3条関係）

介護予防短期入所療養介護の事業の従業者ならびに設備および運営ならびに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

1 指定介護予防短期入所療養介護の事業

(1)・(2) 省略

(3) 従業者

ア 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所
(ア) 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに、医師、薬剤師、看護職員（看護師および准看護師をいう。以下この表において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士または作業療法士および栄養士ま

置くこと。 (イ) 省略 イ 療養病床を有する病院または診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所 (ア) 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士または作業療法士および栄養士を置くこと。 (イ) 省略 ウ 省略 エ 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 (ア) 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士または作業療法士および栄養士を置くこと。 (イ) 省略 オ・カ 省略 (4)～(7) 省略 2 省略 別表第10以下 省略	<u>たは管理栄養士</u>を置くこと。 (イ) 省略 イ 療養病床を有する病院または診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所 (ア) 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士または作業療法士および<u>栄養士または管理栄養士</u>を置くこと。 (イ) 省略 ウ 省略 エ 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 (ア) 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士または作業療法士および<u>栄養士または管理栄養士</u>を置くこと。 (イ) 省略 オ・カ 省略 (4)～(7) 省略 2 省略 別表第10以下 省略
---	--

滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新
本則・付則 省略 別表（第3条関係） 1～3 省略 4 職員 (1) 設置者は、養護老人ホームの長（以下「施設長」という。）、医師、生活相談員、支援員、看護職員（看護師または准看護師をいう。以下同じ。）、栄養士、調理員および事務員その他の職員を置くこと。ただし、特別養護老人ホームに併設する養護老人ホームであって、入所定員が50人未満であるもの（併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、当該養護老人ホームの入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあっては調理員を置かないことができる。 (2) 省略 (3) 第1号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士、調理員または事務員その他の職員については、次のアからオまでに掲げる本体施設の種類の区分に応じ、当該アからオまでに定める本体施設の職員により当該サテライト型養護老人ホ	本則・付則 省略 別表（第3条関係） 1～3 省略 4 職員 (1) 設置者は、養護老人ホームの長（以下「施設長」という。）、医師、生活相談員、支援員、看護職員（看護師または准看護師をいう。以下同じ。）、<u>栄養士または管理栄養士</u>、調理員および事務員その他の職員を置くこと。ただし、特別養護老人ホームに併設する養護老人ホームであって、入所定員が50人未満であるもの（併設する特別養護老人ホームの<u>栄養士または管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、当該養護老人ホームの入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあっては<u>栄養士または管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあっては調理員を置かないことができる。 (2) 省略 (3) 第1号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、<u>栄養士もしくは管理栄養士</u>、調理員または事務員その他の職員については、次のアからオまでに掲げる本体施設の種類の区分に応じ、当該アからオまでに定める本体施設の職員により当該サテ

ームの入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これらの職員を置かないことができる。

ア 養護老人ホーム 生活相談員、栄養士、調理員または事務員その他の職員

イ 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、調理員または事務員その他の従業者

ウ 介護医療院 栄養士、調理員または事務員その他の従業者

エ 病床数が100以上である病院 栄養士

オ 省略

(4)～(10) 省略

(11) 栄養士の数は、1人以上とすること。

(12)～(27) 省略

5～19 省略

ライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これらの職員を置かないことができる。

ア 養護老人ホーム 生活相談員、栄養士もしくは管理栄養士、調理員または事務員その他の職員

イ 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士もしくは管理栄養士、調理員または事務員その他の従業者

ウ 介護医療院 栄養士もしくは管理栄養士、調理員または事務員その他の従業者

エ 病床数が100以上である病院 栄養士または管理栄養士

オ 省略

(4)～(10) 省略

(11) 栄養士または管理栄養士の数は、1人以上とすること。

(12)～(27) 省略

5～19 省略

滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第４条関係）

旧	新
本則・付則 省略 別表第１（第３条関係） 特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準 １・２ 省略 ３ 職員 (1) 設置者は、特別養護老人ホームの長（以下「施設長」という。）、医師、生活相談員、介護職員、看護職員（看護師または准看護師をいう。以下同じ。）、栄養士、機能訓練指導員、調理員および事務員その他の職員を置くこと。ただし、入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができる。 (2)～(6) 省略 (7) 栄養士および機能訓練指導員の数は、それぞれ１人以上とすること。 (8)～(20) 省略 ４～20 省略	本則・付則 省略 別表第１（第３条関係） 特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準 １・２ 省略 ３ 職員 (1) 設置者は、特別養護老人ホームの長（以下「施設長」という。）、医師、生活相談員、介護職員、看護職員（看護師または准看護師をいう。以下同じ。）、栄養士または<u>管理栄養士</u>、機能訓練指導員、調理員および事務員その他の職員を置くこと。ただし、入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあつては、他の社会福祉施設等の<u>栄養士または管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、<u>栄養士または管理栄養士</u>を置かないことができる。 (2)～(6) 省略 (7) <u>栄養士または管理栄養士</u>および機能訓練指導員の数は、それぞれ１人以上とすること。 (8)～(20) 省略 ４～20 省略

別表第2 省略

別表第3（第3条関係）

地域密着型特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準

1 省略

2 職員

(1) 第4号において準用する別表第1第3項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは医師を、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員、調理員または事務員その他の職員については、次のアからオまでに掲げる本体施設の種類の区分に応じ、当該アからオまでに定める本体施設の職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときはこれらの職員を、それぞれ置かないことができる。

ア 特別養護老人ホーム 生活相談員、栄養士、機能訓練指導員、調理員または事務員その他の職員

イ 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士もしくは作業療法士、調理員または事務員その他の従業者

ウ 介護医療院 栄養士、調理員または事務員その他の従業者

エ 病床数が100以上である病院 栄養士

別表第2 省略

別表第3（第3条関係）

地域密着型特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準

1 省略

2 職員

(1) 第4号において準用する別表第1第3項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは医師を、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士もしくは管理栄養士、機能訓練指導員、調理員または事務員その他の職員については、次のアからオまでに掲げる本体施設の種類の区分に応じ、当該アからオまでに定める本体施設の職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときはこれらの職員を、それぞれ置かないことができる。

ア 特別養護老人ホーム 生活相談員、栄養士もしくは管理栄養士、機能訓練指導員、調理員または事務員その他の職員

イ 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士もしくは管理栄養士、理学療法士もしくは作業療法士、調理員または事務員その他の従業者

ウ 介護医療院 栄養士もしくは管理栄養士、調理員または事務員その他の従業者

エ 病床数が100以上である病院 栄養士または管理栄養士

才 省略	才 省略
(2)～(4) 省略	(2)～(4) 省略
3・4 省略	3・4 省略
別表第4 省略	別表第4 省略